



® 平成 29 年 10 月 23 日 (月)

No. 14554 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [東京地裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

《東京地方裁判所》

特許権侵害差止請求事件

(「会計処理装置、会計処理方法及び会計処理プログラム」の
特許権の侵害の有無) [上] (全2回)

—平成28年(ワ)第35763号、平成29年7月27日判決言渡—

事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、被告が提供している「MFクラウド会計」及び「同プログラム」が、特許第5503795号に係る特許権を侵害するとして、被告による行為の差止め及び被告製品の廃棄を求めた事案の判決である。

争点は、①被告行為の文言侵害の成否、②被告行為の均等侵害の成否、③被告製品及び被告方法の特定の適否である。

裁判所は、①及び②について判断し、文言侵害も均等侵害も成立しないとして、請求を棄却した。

SANKYO PATENT ATTORNEYS OFFICE

三協国際特許事務所

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル2階
TEL: 06-6233-1456 (代表) FAX: 06-6233-1471 (代表)
E-mail: sokei@sankyo-pat.gr.jp
URL: <http://www.sankyo-pat.gr.jp>

会長 小谷悦司 (機械・意匠・商標・不正競争)
弁理士 川村平 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 瀬松田 (機械)
弁理士 並川 (電気・電子)
弁理士 佐藤 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 林 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 渡辺 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 貴 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 福成 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 荒上 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 土田 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 吉永 (意匠・商標・不正競争)

所長 小谷昌崇 (機械)
弁理士 大月伸介 (電気・電子)
弁理士 櫻井 (電気・電子)
弁理士 玉井 (機械)
弁理士 西村 (電気・電子)
弁理士 脇谷 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 脇谷 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 大福 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 宇山 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 佐美 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 山治 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 行武 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 山西 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 出井 (意匠・商標・不正競争)

本件発明は、クラウド・コンピューティングにより会計処理を行う発明であり、被告が提供する「MFクラウド会計」は、裁判所の認定によれば機械学習（人工知能の要素技術の1つ）を利用するものである。近時注目されているクラウド・コンピューティングと人工知能にかかわる事案として、注目に値する。また、本事案では、文書提出命令の申立てがあり、特許法105条1項但し書き所定の「正当な事由」の有無につき、インカメラ手続が行われた点でも特筆される（なお、同様のインカメラ手続は、本件に先行した知財高判平成28.3.28（平成27年（ネ）第10029号）事件でも行われた。）。

本件発明の概要

(1) 背景技術及び発明の課題

本件特許明細書によれば、本件発明の背景技術及び発明が解決しようとする課題は次のとおりである。

【0001】

本発明は、会計処理装置、会計処理方法及び会計処理プログラムに関し、より詳細には、クラウド・コンピューティングによる会計処理を行うための会計処理装置、会計処理方法及び会計処理プログラムに関する。

【背景技術】

【0002】

企業会計は、慣習として発達した企業会計原則に則り実施されることがルールとなっており、当該原則の一つに、損益計算書（P／L）につき「発生主義」の原則がある。発生主義（accrual basis）とは、現金の実際の収入及び支出とは関係なく、収益又は費用の事実が発生した時点で、計上しなければならないとする原則である。これは、収益及び費用を、現金の受渡しの時点で認識する現金主義とは反対の概念である。

【0003】

各企業は、一定期間の収入及び支出を計算し、利益又は損失を算出する決算を行い、決算で作成された貸借対照表（B／S）、損益計算書（P／L）等の財務諸表を会社法の規定に基づき公告することが定められている。特に、金融商品取引法適用会社については、決算に関して時間的制約が強く、上場企業であれば四半期決算、非上場企業であっても四半期決算又は半年ごとの中間決算が求められる。

【0004】

このように、定期的な決算処理が必要であり、かつ、発生主義の原則の下で損益計算書の作成が必須であると、決算期に過大な負担がかかることを避けるために、決算期に振り返って損益計算書を作成するのではなく、日々の業務の中で生じる収益及び費用を、常に、発生主義の原則に沿って言わばデイリーベースで処理していくことが必要となり、実務上もそのように処理がなされている。

（中略）

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

市販の会計ソフトは、このような企業会計実務に対応するために必要な機能を備えているものの、様々な企業の需要に応えることのできる汎用ソフトであることの欠点も抱えている。

【0008】

すなわち、会計処理を要する企業のすべてに対して、発生主義の原則に沿った会計処理をデイリーベースで行うスピード感が求められるわけではないのである。出願人は、大企業ではなく、中小企業及び個人事業主に焦点を当てると、市販の会計ソフトは、その実情に合った機能を提供し得ていないことを見出した。中小企業及び個人事業主に求められる決算は、年に一度だけであり、この決算時には法の定めに従い遅滞なく公告を行う必要があるものの、年に一度の決算時に発生主義の原則に沿っ